

2023年度 明石市職員採用試験（技術職9月募集）の流れ

項目	日程	内容、注意事項等
マイページ作成	9月15日（金） 9：00から	専用サイトからマイページを作成 ※ 持参、郵送での申込はできません。 【マイページ作成手順】 ①明石市ホームページ等から、専用サイトにアクセスする ②該当職種を選択しエントリー ③「個人情報の取り扱いについて」に同意する ④姓・名、メールアドレス、電話番号、パスワードを入力し登録する ⑤登録アドレスに届いたメールのURLにアクセスする ⑥登録したパスワードを入力する ⑦マイページ完成\(^o^)/
エントリー ・ 経歴 ・ 資格 ・ エントリー課題 ・ 顔写真 等	11月13日（月） 17：00まで ※ いかなる理由でも、 <u>上記期限を過ぎてのエン</u> <u>トリーはできません。</u>	マイページから経歴、資格、エントリー課題などを入力 ※ マイページ上部のエントリーボタン（オレンジ色）から募集期間中にエントリーを完了してください。（スマホの場合は、右上のメニューバー内にエントリーボタンがあります。） ※ 生年月日、住所、学歴及び職歴などの事項を入力していただきます。入力可能な項目は、必須項目以外も漏れなく入力してください。 ※ 左記期限内であれば、入力途中の一時保存、エントリー完了後の再修正が可能です。一時保存のままでは受付できませんので、必ずエントリーを完了させてください。
1次試験 [エントリー課題] 採点	受付期間 終了以降	エントリー課題（4問程度）を採点します。
1次試験 [エントリー 課題] 結果発表	11月下旬	エントリー課題の合格者の受験番号を、市ホームページに掲載します。
1次試験 [個別面接]	12月2日（土）、3日 （日）のいずれか1日	エントリー課題の合格者に、個別面接を行います。 ※ 1次試験 [エントリー課題] 結果発表時に、集合時刻、集合場所等をお知らせします。
1次試験 結果発表	12月中旬	1次合格者の受験番号を、市ホームページに掲載します。
2次試験 （テストセンター）	12月中旬 ～1月上旬	基礎能力試験、及び、適性検査を行います。 ※ 1次試験結果発表時に、テストセンターでの受験方法等についてお知らせします。
2次試験	1月13日（土）、 14日（日）のいずれ か1日	実務能力確認試験、及び、個別面接を行います。 ※ 1次試験結果発表時に、集合時刻、集合場所等をお知らせします。
2次試験 結果発表	1月下旬	市ホームページに最終合格者の受験番号を掲載します。 【社会人経験】【新卒】区分 最終合格発表となります。合格者にのみ文書（郵送）で通知します。 【2025年卒】区分 合格者に対し、3次試験に向けたスケジュール等についてご案内します。
3次試験 / 3次試験結果発表	6月上旬	【2025年卒】区分のみ 2次試験合格者に、作文試験を行います。 ※ 3次試験前に職場体験を実施し、その内容を踏まえた課題を出題します。 3次試験後、すみやかに合否を発表します。合格者にのみ文書（郵送）で通知します。

**2025年3月卒業の
方も受験可能です！**

【2025年卒】受付区分の試験日程について

1 対象者

現在、大学・高等専門学校専攻科・大学院に在学中で、職種区分の専門課程を修めて2025年3月31日までに卒業、または修了見込みの人

- 【具体例】 (1) 大学3年生（4年制）
 (2) 大学院1年生（2年制）
 (3) 高等専門学校(※)の専攻科1年生（2年制）
 ※ 本科生4年生は対象外です

2 予定スケジュール（変更となる場合があります）

2023年					2024年									
8月	9	10	11	12	1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			申込	1次	2次	職場体験会実施				3次				内定

3 <1次試験・2次試験>

【新卒】・【社会人経験】と同日程・同試験科目にて実施

<3次試験> 2024年6月実施

作文試験 【100点】（30分程度）

（出題内容）

2次試験合格者を対象に、3次試験前に職場体験を実施します。

職場体験を通じて、明石市の技術職の仕事について理解を深めていただきます。

職場体験での経験を踏まえた内容の課題を出題します。

4 留意事項

- 大学新卒者等を対象とした、就職・採用活動日程（いわゆる「就活ルール」）を考慮しています。（6月：採用選考、10月：内定）
- 「3次」を、採用選考と位置づけ、「1次」及び「2次」は、採用選考に進む資格を得るための試験と位置づけています。（国家公務員の採用試験と同様のしくみとなります。）
- 職場体験会の日程、3次試験の日程等については、2次試験合格発表後に、3次受験対象者へお知らせする予定です。
- 上記2の期間中、受験者が他の就職・採用活動をすることは、制限しません。